

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

告示

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等…（環境局総務部環境政策課）…

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和五十年東京都規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

東京都知事

殿

年 月 日

受験番号

ふりがな	氏名	性別	男・女
------	----	----	-----

東京都クリーニング師試験受験願書

私は、東京都クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

生年月日	年 月 日生
現住所	〒
電話番号	— —

写真貼付け欄
3.5cm
出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向き
のもの
写真の裏に撮影年月日及び氏名を記入してください。

4.5cm

年度 東京都クリーニング師 試験の受験	あり(受験番号：第	号)	なし
---------------------------	-----------	----	----

学	実
---	---

試験得点の告知を希望 する しない

東京都クリーニング師試験受験願書

氏名

個人番号

受験番号

太線の内側だけ記入してください。

（日本産業規格A列4番）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第八百七十四号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、築地地区まちづくり事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

中央区

明石町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、入船三丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、豊海町、浜離宮庭園、湊三丁目の区域

港区

海岸一丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、浜松町一丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

築地まちづくり株式会社

代表取締役 上田 二郎

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三 対象事業の名称及び種類

築地地区まちづくり事業

飛行場の設置、高層建築物の設置、自動車駐車場の設置

四

対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区築地五丁目及び築地六丁目に位置する計画地において、水と緑に囲まれた都心の大規模な土地、歴史・文化資源などのポテンシャルを生かしながら、都心と臨海部を効果的に結びつけ、東京や日本の持続的な成長につながるまちづくりに資する再開発を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和八年八月四日から同年九月二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境課

中央区築地一丁目一番一号 七階

イ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号 港区役所本庁舎八階

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和八年九月十七日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

別記（原文のまま記載）

・ 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮して選定した環境影響評価の項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に影響を及ぼす程度について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(15)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 大気汚染	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98％値は最大着地濃度出現地点で0.049ppmであり、評価の指標とした環境基準（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は41.4％である。浮遊粒子状物質の年平均値の2％除外値は最大着地濃度出現地点で0.038mg/㎥であり、評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎥以下）を満足する。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は13.0％である。 工事の実施にあたっては、より新しい排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるほか、工事の進捗に応じて、計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械が集中稼働しないよう努める等の環境保全のための措置を講じること、大気質への影響の低減に努める。
	【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98％値は0.038～0.040ppmであり、評価の指標とした環境基準（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.3～1.5％である。浮遊粒子状物質の年平均値の2％除外値は0.032mg/㎥であり、評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎥以下）を満足する。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1％未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。
	【船舶を利用した土砂等の運搬に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間98％値は最大着地濃度出現地点で0.039～0.043ppmであり、評価の指標とした環境基準（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を満足する。また、工事用船舶の利用に伴う寄与率は3.7～17.0％である。浮遊粒子状物質の年平均値の2％除外値は最大着地濃度出現地点で0.034～0.037mg/㎥であり、評価の指標とした環境基準（0.10mg/㎥以下）を満足する。また、工事用船舶の利用に伴う寄与率は1.0～6.9％である。 二酸化硫黄の年平均値の2％除外値は最大着地濃度出現地点で0.003～0.006ppmであり、評価の指標とした環境基準（0.04ppm以下）を満足する。また、工事用船舶の利用に伴う寄与率は17.4～61.4％である。 工事の実施にあたっては、工事用船舶の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び工事用船舶の効率的な稼働に努める等の環境保全のための措置を講じること、大気質への影響の低減に努める。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染 (つづき)	《工事の完了後》 【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は最大着地濃度出現地点で 0.038$\sim$0.040ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%$\sim$0.7% である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.032 mg/m^3 であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m^3以下) を満足する。また、関連車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。 以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。 【駐車場の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は最大着地濃度出現地点で 0.038ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、駐車場の供用に伴う寄与率は 1.0% である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は最大着地濃度出現地点で 0.034 mg/m^3 であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m^3以下) を満足する。また、駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1%未満である。 以上のことから、駐車場の供用に伴う大気質への影響は小さいと考える。 【熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は最大着地濃度出現地点で 0.039ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、熱源施設の稼働に伴う寄与率は 3.8% である。 以上のことから、熱源施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。 【船舶の運航に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の大気中における濃度】 二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は最大着地濃度出現地点で 0.041ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を満足する。また、船舶の運航に伴う寄与率は 9.6% である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は最大着地濃度出現地点で 0.035 mg/m^3 であり、評価の指標とした環境基準 (0.10mg/m^3以下) を満足する。また、船舶の運航に伴う寄与率は 3.2% である。 二酸化硫黄の年平均値の 2%除外値は最大着地濃度出現地点で 0.004ppm であり、評価の指標とした環境基準 (0.04ppm 以下) を満足する。また、船舶の運航に伴う寄与率は 41.6% である。 船舶に対して、定期的に整備・点検を行い、故障や異常の早期発見に努める等の環境保全のための措置を講じること、大気質への影響の低減に努める。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 悪臭	《工事の完了後》 【バイオガス化施設の稼働に伴う臭気】 本事業で計画するバイオガス化施設は、臭気対策として、厨房生ごみは、各施設の地下建物内の塵芥処理室の冷蔵室等で冷やして分別保管・管理を行い臭気の発生を抑え、専用の運搬車両等を使い、屋外のコンテナ等に設置するバイオガス化施設へ運搬する。また、バイオガス化施設上部の排気口付近において臭気指数 12 未満となるよう脱臭装置を設置することから、敷地境界線における臭気指数は 12 未満と予測する。 以上のことから、評価の指標とした「計画地周辺に臭気による著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。
3. 騒音・振動	《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】 建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) は、工事開始 16 ヶ月目 (1 期工事: 東側敷地工事) で 85dB (計画地南側敷地境界)、工事開始 28 ヶ月目 (1 期工事: 西側敷地工事) で 82dB (計画地南側敷地境界)、工事開始 108$\sim$110 ヶ月目 (2 期工事) で 74dB (計画地北側敷地境界) であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月、法律第 88 号) 以下の「環境確保条例」という。(平成 12 年 12 月、東京都条例第 215 号) の勧告基準 (80$\sim$85dB) 以下となる。 工事の実施にあたっては、工事の進捗に応じて、計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械が集中稼働しないよう努める等の環境保全のための措置を講じること、騒音への影響の低減に努める。 建設機械の稼働に伴う振動レベル ($L_{v(0)}$) は、工事開始 32 ヶ月目 (1 期工事: 東側敷地工事) で 67dB (計画地南側敷地境界)、工事開始 25 ヶ月目 (1 期工事: 西側敷地工事) で 71dB (計画地東側敷地境界)、工事開始 108$\sim$110 ヶ月目 (2 期工事) で 70dB (計画地北側敷地境界) であり、すべての予測の対象時点で評価の指標とした「環境確保条例」の勧告基準 (70$\sim$75dB) 以下となる。 工事の実施にあたっては、工事の進捗に応じて、計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械が集中稼働しないよう努める等の環境保全のための措置を講じること、振動への影響の低減に努める。 【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 将来交通量による騒音レベル (L_{Aeq}) は 59$\sim$69dB、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は 1 dB 未満$\sim$2 dB であり、すべての予測地点で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく環境基準 (65$\sim$70dB) を下回る。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音への影響は小さいと考える。 将来交通量による振動レベル ($L_{v(0)}$) は 38$\sim$53dB、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は 1 dB 未満$\sim$3 dB であり、すべての予測地点で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準 (60$\sim$65dB) を下回る。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う振動への影響は小さいと考える。

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 騒音・振動（つづき）	《工事の完了後》 【関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 将来交通量による騒音レベル（L_{Aeq}）は昼間で59～69dB、夜間で56～67dB、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間で1dB未滿～1dB、夜間で1dB未滿であり、No.5の夜間で評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準（65dB）を上回るが、将来基礎交通量による騒音レベルにおいて環境基準を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未滿（0.2dB）である。また、その他の予測地点では評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準（昼間：70dB、夜間：65dB）を下回る。 以上のことから、関連車両の走行に伴う騒音への影響は小さいと考える。 将来交通量による振動レベル（$L_{1/3}$）は昼間で37～52dB、夜間で34～49dB、関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は昼間で1dB未滿～1dB、夜間で1dB未滿～3dBであり、すべての予測地点及び時間区分で評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（昼間：60～65dB、夜間：55～60dB）を下回る。 以上のことから、駐車場の使用に伴う振動への影響は小さいと考える。 【駐車場の供用に伴う騒音】 駐車場の使用に伴う騒音レベル（L_{Aeq}）は昼間で57dB、夜間で48dB（計画地北側敷地境界）であり、すべての時間区分で評価の指標とした「環境基本法」の環境基準（昼間：60dB、夜間：50dB）を下回る。 以上のことから、駐車場の使用に伴う騒音への影響は小さいと考える。 【ヘリコプター・空飛ぶクルマの運航に伴う騒音・低周波音】 ヘリコプター、空飛ぶクルマの運航に伴う騒音レベル（L_{Aeq}）について、予測地点における騒音レベルは51～54dBであり、環境基準で定めるI類型の基準値である57dBを超える地域は、計画地近傍に収まり、I類型の基準値が適用されている計画地周辺における住居系の用途地域（浜臨宮園臨陸園や隅田川の対岸地域）に及ばないことから、評価の指標とした「環境基本法」の環境基準（I類型：57dB、II類型：62dB）を下回る。 以上のことから、ヘリコプター・空飛ぶクルマの運航に伴う騒音への影響は小さいと考える。 ヘリコプターの運航に伴う低周波音レベル（$1/3$オクターブ平坦特性音圧レベル）は71.8～86.8dBであり、評価の指標とした「低周波音防止対策事例集」（平成14年3月、環境省環境管理局）に示される心理的影響及び物理的影響の参考値を上回る周波数帯が含まれている。ただし、着陸回数には1日最大3回であり、低周波音が発生している時間は一時的なものであると考えられる。空飛ぶクルマの運航に伴う低周波音レベル（$1/3$オクターブ平坦特性音圧レベル）は、11.7～40.8dBであり、評価の指標とした「低周波音防止対策事例集」に示される心理的影響及び物理的影響の参考値を下回る。 また、ヘリコプターの運航に伴う低周波音レベル（G特性音圧レベル）は91.8～97.8dB、空飛ぶクルマの運航に伴う低周波音レベル（G特性音圧レベル）は36.7～49.8dBであり、すべての予測地点で評価の指標とした「ISO-7196（超低周波音の心理的・生理的影響の評価特性）」で超低周波音を知覚するとされている音圧レベル（約100dB：G特性音圧レベル）を下回る。ヘリコプターの運航にあたっては、進入・離陸経路が可能な限り配慮施設に接近しない経路とともに、離陸時には、安全に配慮したうえで速やかに安全飛行高度まで上昇して地上への低周波音の影響を低減する。 また、ヘリコプター・空飛ぶクルマについては、事後調査において、低周波音の影響について調査を行うなど適切に対応する。 以上のことから、ヘリコプター・空飛ぶクルマの運航に伴う低周波音は、周辺地域の環境への影響を最小限にとどめるよう配慮されるため、周辺地域に著しい影響を及ぼさないと考える。

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 水質汚濁	《工事の施行中》 【掘削工事等に伴う地下水中の有害物質の濃度】 本事業において掘削工事等を行う際には、施工範囲の土壌汚染の状況に応じ、土壌汚染対策法等に基づき、汚染土壌や地下水汚染の拡散防止措置を講じながら、汚染土壌の除去の措置を講じる。また、地下水位以降を掘削する際には、施工範囲の周囲に遮水壁を設置し、周辺の地域の地下水を遮断する。もしくは、揚水により地下水位を低下させながら地下水の水質や水位を確認するなどの適切な措置を講じるとともに、万が一、周辺に地下水汚染が拡大しないように、対象地境界における観測井の地下水の水質調査を継続的に実施し、工事の施行中における水質の状況を監視し、対応する。 したがって、土壌汚染範囲や地下水汚染範囲の掘削工事等に伴う地下水への有害物質の拡散のおそれはないと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に定める基準」を満足すると考える。 【船着場の建設に伴う河川の水質（浮遊物質量）】 本工事では、築地川船着場（鋼管杭・鋼管矢板を用いた栈橋式）の建設工事にあたり、築地川の施工区域周辺には汚濁防止等の汚濁防止策を講じるとともに、施工区域周辺において、工事の施行中における水質の状況について観測を行う計画である。また、本工事により施工区域周辺において濁りが確認された場合には、速やかに原因究明を行うとともに、一時的に工事を停止する等により対処する計画である。 以上のことから、評価の指標とした「築地川の水質（浮遊物質量）に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。 《工事の完了後》 【河川水熱利用に伴う河川の水温】 「河川水熱エネルギー利用に係る河川環境影響検討指針（案）」（平成12年2月、建設省建研計第12号）及び「河川水熱エネルギー利用に係る河川環境影響検討指針（案）（解説）」（以下「河川環境影響検討指針等」という。）では、河川水熱エネルギー利用に伴う河川水温度変化による影響の検討範囲を「温・冷排水による河川水温の上昇または低下が原則として3℃以上の区域」としている。河川水排熱シミュレーションの結果、隅田川に夏季2.818m³/h、冬季2.352m³/h、水温差5℃の温・冷排水を排水した場合の水温度変化は、排水口近傍で水温差3℃以上となるものの、水温差3℃以上の水温変化範囲は排水口から約5～10mのごく近傍に限られると予測する。 施設の運用にあたっては、河川水熱利用設備の取水口及び排水口において、取水量・排水量及び取水温・排水温の常時観測を行い、取水温と排水温の最大水温差を±5℃とする計画である。また、事後調査において、温・冷排水の影響について調査を行い、確認する。 以上のことから、河川水熱利用にあたっては、隅田川の水温への影響を低減するよう配慮されるため、評価の指標とした「隅田川の水温に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 土壌汚染	《工事の施行中》 【汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】 本事業において掘削工事等を行う際には、施工範囲の土壌汚染の状況に並び、土壌汚染対策法等に基づき、汚染土壌の拡散防止措置を講じながら、汚染土壌の除去の措置を講じる。また、地下水位以深を掘削する際には、施工範囲の周囲に遮水壁を設置し、周辺の地域地下水を遮断する、もしくは、揚水により地下水位を低下させながら地下水の水質や水位を確認するなど適切な措置を講じる。さらに、本工事の敷地内における揮発性の水銀について、水銀含有量基準超過区画・水銀溶出量基準超過区画（一部は第二溶出量基準超過区画）が存在するため、当該区画の施工に際しては、大気質の管理として、汚染状況に応じて、テントを設置する区画を設けるなど適切な拡散防止対策を講じながら実施する。 したがって、汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響のおそれはないと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。 【汚染土壌の掘削等に伴う地下水への流出の可能性の有無】 本事業において掘削工事等を行う際には、施工範囲の土壌汚染の状況に並び、土壌汚染対策法等に基づき、汚染土壌や地下水汚染の拡散防止措置を講じながら、汚染土壌の除去の措置を講じる。また、地下水位以深を掘削する際には、施工範囲の周囲に遮水壁を設置し、周辺の地域地下水を遮断する、もしくは、揚水により地下水位を低下させながら地下水の水質や水位を確認するなどの適切な措置を講じるとともに、万が一、周辺に地下水汚染が拡大しないように、対象地境界における観測井の地下水の水質調査を継続的に実施し、工事の施行中における水質の状況を監視し、対応する。 したがって、汚染土壌の掘削等に伴う地下水への流出のおそれはないと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地下水汚染を拡散させないこと」を満足すると考える。
6. 地盤	《工事の施行中》 【掘削工事等に伴う地盤の変形の範囲及び程度】 掘削工事において地盤の変形を生じさせる要因として、掘削することによる地盤の変形が考えられる。 掘削による地盤の変形について、本事業ではG.L.約-1.0～-24.5mまで掘削する計画であるが、山留壁には遮水性及び剛性の高いソイルセメント壁（SMW）を採用し、掘削深度等に応じて、東京層砂質土（To-s）、江戸川層砂質土（Ed-s）等の分布するG.L.約-16～-45mまで掘入れをする計画である。 また、掘削工事にあたっては、支保工等により、山留壁の変形を最小限に抑えながら行う計画であるとともに、建物によつては地盤変形等への影響をできるだけ小さくするために逆打ち工法を採用する計画である。なお、建物の基礎は杭基礎または直接基礎を計画しているが、直接基礎の場合には十分な支持が確保でききよう、必要に応じて地盤改良を行う計画である。 以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 地盤（つづき）	【掘削工事等に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 地下水の水位及び流況の変化に伴う地盤沈下の要因として、第1帯水層及び第2帯水層の地下水位が低下し、隣接水層である有楽町層下部粘性土（Y1-c）、埋没段丘堆積物粘性土（Bt-c）、東京層粘性土（To-c）内の水分がこれらの層に絞り出されることにより圧密沈下が起こることが考えられる。 本事業においては、掘削範囲の周囲を遮水性の高い山留壁（SMW）で囲う対策を行うことで、掘削範囲内の帯水層は分離、遮水される。これにより、掘削工事等に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺における全体の地下水位の低下は少ないと予測する。 また、必要に応じて、掘削にあたり盤ぶくれ防止のためのデアークラエル工法による減圧排水を行う場合は、地盤及び地下水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとし、必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮することで、影響の低減に努める。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。
7. 水循環	《工事の完了後》 【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の水位及び流況に変化を及ぼす可能性がある。 既存資料調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構造物等が占める範囲は計画地内のみの限定的なものであり、地下構造物等が建築されても地下水水流は地下構造物等の周囲を迂回するものと想定されることから、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。 《工事の施行中》 【掘削工事等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いソイルセメント壁（SMW）を採用し、掘削深度等に応じて、東京層砂質土（To-s）、江戸川層砂質土（Ed-s）等の分布するG.L.約-16～-45mまで掘入れすることにより、掘削範囲内の帯水層は分離、遮水される。これにより、掘削工事等に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺における著しい地下水位の変動は少ないと予測する。 また、必要に応じて、掘削にあたり盤ぶくれ防止のためのデアークラエル工法による減圧排水を行う場合は、地盤及び地下水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとし、必要最低限の排水量及び期間となるよう配慮することで、影響の低減に努める。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 水循環（つづき）	《工事の完了後》 【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業では、山留壁の設置及び地下水の地下構造物の存在により、地下水の水位及び流況に変化を及ぼす可能性がある。 既存資料調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構造物等が占める範囲は計画地内のみ限定的なものであり、地下構造物等が建築されても地下水流は地下構造物等の周囲を迂回するものと想定されることから、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。 【土地利用の変化に伴う地表面流出量の変化の程度】 計画地内の地表面流出量は現況が約 4.92m³/s、工事の完了後が約 5.15m³/s であり、同程度である。 また、本事業では、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」（平成 21 年 2 月、東京都総合治水対策協議会）に基づき、本事業で必要となる雨水流出抑制対策量（約 9.374m³）を確保した雨水流出抑制槽（約 9.400m³）を設置する計画である。 以上のことから、評価の指標とした「土地利用の変化に伴い地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。
8. 生物・生態系	《工事の施行中》 【工事の実施に伴う陸上動物（鳥類）及びその生息環境への影響の程度】 工事の実施に伴う影響が最大となる時期における騒音（L_{A5}）の予測結果をみると、計画地の西側に近接する浜離宮恩賜庭園内では、1 期工事の東側敷地工事で 65dB 未満、1 期工事の西側敷地工事で 75dB 未満、2 期工事で 55dB 未満であり、平日の建設機械の稼働時間（8 時～17 時）における浜離宮恩賜庭園の環境騒音（L_{A5}）である 57～62dB に対して 1 期工事の西側敷地工事時に影響を及ぼすおそれがある。このため、本事業では、建設機械を可能な限り浜離宮恩賜庭園から遠ざけて配置するよう努めるほか、建設機械の稼働時間は原則 8 時～17 時とし、工事の進捗に応じ、計画的かつ効果的な工事工程を検討し、建設機械が集中稼働しないよう努めるなど、浜離宮恩賜庭園における鳥類の生息環境に配慮する。 また、建設工事においては、基本、夜間工事を行わない計画であることから、工事照明による鳥類及びその生息環境への影響はないが、冬季等において工事の施行中に照明を用いる場合は、可能な限り、浜離宮恩賜庭園に向けないように配慮する。 したがって、工事の実施に伴う鳥類及びその生息環境への影響は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。 【船着場の建設に伴う水生生物及びその生息（育）環境への影響の程度】 本工事では、築地川船着場（鋼管杭・鋼管矢板を用いた棧橋式）の建設にあたり、築地川の施工区域周辺には防濁防止壁等の汚濁防止策を講じるとともに、施工区域周辺において、工事の施行中における水質の状況について観測を行う計画である。また、本工事により施工区域周辺において濁りが確認された場合には、速やかに原因究明を行うとともに、一時的に工事を停止する等により対処する計画であることから、施工区域周辺における河川の水質（浮遊物質量）への影響は小さいと予測する。 したがって、船着場の建設に伴う水生生物及びその生息（育）環境への影響は小さいと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 生物・生態系（つづき）	《工事の完了後》 【河川水熱利用に伴う水生生物及びその生息（育）環境への影響の程度】 「河川環境影響検討指針等」では、河川水熱エネルギー利用に伴う河川水温変化による影響の検討範囲を「温・冷排水による河川水温の上昇または低下が原則として 3℃以上の区域」としている。大潮時と比べ流動が少なく、排水により影響を受ける範囲が広がる小潮時を対象とした河川水排熱シミュレーションの結果より、隅田川に夏季 2.818m³/h、冬季 2.352m³/h、水温差 5℃の温・冷排水を排水した場合の水温変化は、排水口近傍で水温差 3℃以上となるものの、水温差 3℃以上の水温変化範囲は排水口から約 5～10m のごく近傍に限られると予測する。 また、「河川環境影響検討指針等」では、「上限水温が 30℃を超える場合には、生物の生理・成長阻害の可能性が完全に排除できないことから、温水の影響により水温が 30℃を超えないことが望ましい」としている。現地調査結果において、四季各 1 回の日中の調査ではあるものの、隅田川の水温は 10.4～29.5℃を示しており、夏季には 30℃近い水温が観測されていることから、水生生物もこのような水温変化に適応する種が生息していると考えられる。なお、隅田川の調査地点では、注目される魚類や底生動物は確認されていないことから、温排水の排水によっても隅田川は水温 30℃以下が維持されるものと予測する。夏季の隅田川の水温は 26.5～29.5℃を示していることから、温排水により水温 30℃以上となる範囲が生じる可能性があるが、取水温と排水温の水温差 3℃以上の水温変化範囲は排水口から約 5～10m のごく近傍に限られると予測する。 また、施設の運用にあたっては、河川水熱利用設備の取水口及び排水口において、取水量・排水量及び取水温・排水温の常時観測を行い、取水温と排水温の最大水温差を ±5℃とする計画であるとともに、事後調査において、温・冷排水の影響について調査を行い、確認する。 したがって、河川水熱利用に伴う水生生物及びその生息（育）環境へ及ぼす影響は小さいと予測する。 以上のことから、河川水熱利用にあたっては、隅田川の水温への影響を低減するよう配慮されるため、評価の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。 【ヘリコプター・空飛ぶクルマの運航に伴う陸上動物（鳥類）及びその生息環境への影響の程度】 ヘリコプター・空飛ぶクルマの運航に伴い、バーンストライクの発生等により、陸上動物（鳥類）及びその生息環境に影響を及ぼす可能性がある。 ヘリコプターのヘリポートは MICE 棟の屋上（高さ約 210m）に設置される計画であり、現地調査において高さ 210m より上空を飛翔する個体は確認されなかったことから、ヘリコプターとのバーンストライクの可能性は低いと考える。 また、空飛ぶクルマのバーレーポートは高さ約 40m の位置に設置される計画であり、離陸時はポートから 10m 上空（高さ約 50m）まで垂直上昇したのちに、1/8 勾配で上昇しながら隅田川沿いを飛行する計画であり、着陸時はその逆の軌路となることから、隅田川上空での飛翔が確認された鳥類のうち高さ 50m 以下で飛翔する個体数（調査結果では約 88%）については、バーンストライクの可能性が低いと考える。 隅田川上空での飛翔が確認された鳥類のうち 50m より上空での飛翔が確認された鳥類種（調査結果では約 12%）は、カワウ、ユリカモメ、オオセグロカモメ、セグロカモメ、アオサギ、カルカス、カワラバト、ハシロトガラス、猛禽類（トビ、オオタカ）の 10 種である。このうち、オオセグロカモメ、トビ及びオオタカの 3 種が注目される鳥類に選定されているものの、いずれの種も単体で飛翔すること、確認数が少ないことから、ヘリコプター・空飛ぶクルマの運航時に飛翔が確認された際、比較的回避しやすいと考ええる。また、カワウ及びその他水鳥の 4 種についても、単体や比較的小規模な個体群での飛翔が多く、回避しやすいと考える。

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
8. 生物・生態系（つづき）	一方で、ユリカモメは11～60個体からなる群集、ハシジロガラスは4～40個体からなる群集での飛翔が高さ50mの上空において確認されており、バードストライクの可能性があると予想される。しかしながら、空飛ぶクルマエの運航時は、鳥類の飛翔状況を目視で確認し、群集での飛翔が確認された場合には運航調整を行うなど、バードストライクの防止に努めることから、バードストライクの可能性は低いと考える。 したがって、ヘリコプター・空飛ぶクルマエの運航に伴う陸上動物（鳥類）及びその生息環境へ及ぼす影響は小さいと予測する。 以上のことから、評価師の指標とした「地域の生物・生態系に著しい影響を与えないこと」を満足するものと考える。
9. 日影	《工事の完了後》 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物による冬至日における1時間以上の日影は、計画地西側に近接する浜離宮恩賜庭園等の日影規制区域には生じず、日影規制基準を満足すると予測する。 主要な地点における日影時間は、計画地周辺の一部敷地境界付近での変化は大きくなるものの、計画建築物の配置にあたっては、隣棟間隔を確保するなど、群として長大な壁面とならないよう配慮した建物配置・形状とするほか、建物高層部については壁面後退させる形状等とすることにより、可能な範囲で日影の影響を低減する計画としている。 以上のことから、評価師の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制基準を満足すると考える。
10. 電波障害	《工事の完了後》 【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物の設置による地上デジタル放送については、計画地の南西側において遮へい障害が生じると予測するが、この地域に住宅等は存在しないため、受信障害の影響を及ぼすおそれはないと考える。なお、反射障害による影響は生じないものと予測する。 衛星放送については、計画地の北側及び北東側において遮へい障害が生じると予測するが、計画建築物による受信障害が発生した場合には、受信状況に応じてケーブルテレビの活用等の適切な対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考える。また、テレビ電波の受信障害に関する住民からの問い合わせに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行う。 以上のことから、評価師の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。
11. 風環境	《工事の完了後》 【平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域】 【計画建築物の設置による風環境の変化の程度】 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により、領域D（強風地域相当の風環境）となる地点が計画地を南北に縦断する環二通り沿いの1地点、領域C（中高層市街地相当の風環境）となる地点が計画地東側の晴海通り沿いの地上部に2地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、領域Dの地点は6地点すべて領域Cに、領域Cの2地点のうち1地点は領域B（低中高層市街地相当の風環境）になり、風環境は改善されると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在により計画地周辺における風環境に変化はあるものの、建設前と同様の領域Bまたは領域Cに相当する風環境が維持されるものと考える。

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価師の結論
12. 景観	《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地は築地市場の跡地であり、令和2年に上屋解体工事が完了し、現在は空地となっている。計画地周辺は市街地となっており、既存の中高層建築物等が立地している。計画地周辺の景観の構成要素としては、中高層の事務所建築物、集合住宅等で構成される都市的な景観、隅田川等の河川・橋梁・水辺の景観、浜離宮恩賜庭園等の都市の中の緑豊かな景観等が形成されている。 工事の完了後には、現在空地となっている約19haもの計画地に複数の計画建築物が建設されることにより、計画地周辺の中高層の事務所建築物、集合住宅等といった都市的な景観要素の中に、新たに都市的な景観要素が加わることになる。また、本事業では、「東京都景観計画」の景観形成の目標・方針を踏まえて定められている、「築地まちづくり方針」による築地市場跡地のまちづくりにおける景観形成の目標「隅田川や東京湾、浜離宮恩賜庭園からの見え方などに配慮しながら、水辺のロケーションを生かし、文化の創造拠点を象徴する優れたデザイン・景観を形成する」等を踏まえ、東京の新たな玄関口にふさわしい景観デザイン、多様な活動・にぎわいを創出する水辺のオーブンスペース、周辺資源と調和するフロムナード・緑化等により、水都東京の再生を推進することから、自然と都市の活動が調和する新たな地域景観が創出されると予測する。 以上のことから、評価師の指標とした「築地まちづくり方針」による築地市場跡地のまちづくりにおける景観形成の目標・方針を満足すると考える。

表1(12) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 景観（つづき）	【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後における地域全体の形態率は、現状と比較して約 11%～30%増加する。 本事業では、計画建築物は、塔状建物で足附面積を抑え、隣棟間隔を確保するとともに、浜離宮恩賜庭園から高層部を壁面後退させ、低層部に豊かな緑化空間を創出する。また、浜離宮恩賜庭園に対して計画建築物を正対配置とせず雁行して配置するなど群として長大な壁面とならないよう配慮した建物配置・形状とすることで、庭園内の主要な眺望点周辺から眺望の開放感や空の広がり、視線の抜けを確保し、圧迫感の軽減を図る計画である。また、全体を眺望しやすい水辺沿いの計画建築物を分棟とし長大な壁面とならないよう配置し、圧迫感の軽減を図る計画である。周囲を既存建築物に囲まれた新大橋通り側の高層棟は、壁面を分断するほか、歩行者のアイヌトピアとなる計画地の出入口付近の建物（ライフサイエンス・商業複合棟）は、出入口付近の高さを抑えて計画するなどにより、圧迫感の軽減を図る計画である。 以上のことから、圧迫感の軽減が図られると考える。
13. 史跡・文化財	《工事の施行中》 【周辺地域の文化財の損傷等の程度】 計画地北側に近接して中央区登録文化財である「波除稲荷神社の獅子頭」、「波除稲荷神社の天木鉢」及び「海幸橋の親柱」が存在していることから、本事業の工事により影響を受ける可能性がある。 これらの文化財に対して、本事業の工事による影響が及ぶことがないよう仮囲いを設置するとともに、土工事の前に剛性の高い山留壁（ソイルセメント壁（SMW））を掘削深度より深く構築することにより、周辺地盤の沈下や変形を抑制する。また、掘削深度に応じた山留壁を支持する支保工を適切に施工して、山留壁の変形を抑制することにより、周辺地盤の変形を抑制する等の適切な工事を実施する。 以上のことから、評価の指標とした「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考える。 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 計画地内には東京都指定旧跡である「裕恩園跡」及び周知の埋蔵文化財包蔵地である「築地市場跡遺跡」が存在することから、本事業によりその一部が改変される可能性がある。 東京都による令和2年度から令和6年度にかけての試掘調査や予備調査の結果、遺構・遺物が検出・出土しており、それに伴い、令和7年度以降は、本事業とは別に、「文化財保護法」及び「東京都文化財保護条例」に基づく埋蔵文化財発掘の届出、現状変更の許可を得ること等が行われ、順次、発掘調査等が進められている。また、調査で重要な遺構が検出された場合は、保存方法等について関係者と協議が行われることになる。 今後も、計画地内での発掘調査等が行われ、これに伴い新たな埋蔵文化財が確認された場合は、東京都教育委員会及び中央区教育委員会へ速やかに報告され、「文化財保護法」等に基づき適切な対応が図られることになる。 本事業では、事業着手後の掘削工事等に伴い計画地内において埋蔵文化財包蔵地の一部が改変されることとなるが、事業着手後に新たな埋蔵文化財が発掘された場合は、東京都教育委員会及び中央区教育委員会へ速やかに報告し、「文化財保護法」等に基づき適切に対応する。 以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘に関する規定を遵守すること」を満足すると考える。

表1(13) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
14. 自然との触れ合い活動の場	《工事の施行中》 【建築物等の建設に伴う自然との触れ合い活動の場までの移動経路に与える影響の程度】 本事業は、1期と2期に段階的に使用する計画であり、1期供用後には、2期工事が行われる計画である。 工事用車両の出入口は1期工事において晴海通り、新大橋通り及び環二通りに、2期工事において主に晴海通りに面して設置することから、計画地周辺のウォーキングコースのうち「京橋コース（コース1）」、「夕方コース（コース8）」、「東京国際フォーラムコース」及び「東京 2020 大会コース（コース10）」の歩道と工事用車両の出入り動線が交差することにより、利用者への影響が考えられる。 工事の施行中においては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置すること等により、ウォーキングコース上の歩道の円滑な通行を確保する。 1期供用後には2期工事が行われるが、2期工事に関わるエリアを除き、1期工事により計画地内は2階～3階レベルに人工地盤（デッキ）が整備され、デッキ上を歩行者空間として利用できるようになるため、1期工事と並行して整備される隅田川・築地川の水辺等への移動経路を含み、安全・安心な歩行者空間が整備される計画である 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの移動経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。 《工事の完了後》 【施設の利用に伴う自然との触れ合い活動の場までの移動経路に与える影響の程度】 関連車両の出入口は晴海通り、新大橋通り及び環二通りに面して設置することから、計画地周辺のウォーキングコースのうち「京橋コース（コース1）」、「夕方コース（コース8）」、「東京国際フォーラムコース」及び「東京 2020 大会コース（コース10）」の歩道と関連車両の出入り動線が交差することにより、利用者への影響が考えられる。 工事の完了後における歩行者ネットワークの形成にあたっては、計画地内は2階～3階レベルに人工地盤（デッキ）を整備し、デッキ上を歩行者空間とすることで、敷地全体で歩歩分権を図り、隅田川・築地川の水辺等への移動経路を含み、安全・安心な歩行者空間を整備する計画である。また、築地場外市場や隅田川・築地川等との連続性に配慮した歩行者空間を整備し、地域一帯でにぎわいを生み出す歩行者ネットワークを整備する計画である。 隅田川沿いには、本事業とは別に、東京都による隅田川スーパー堤防等整備事業により、自然との触れ合い活動の場となる新たな水辺空間や散策路が整備される計画であり、築地川沿いで計画されている新たな水辺空間や散策路が合わせて、本事業では、築地川沿いに自然との触れ合い活動の場となる水辺空間や緑地、散策路等を整備する計画である。散策路は、隅田川沿いの散策路と連続する形で整備する計画であり、これに伴い、隅田川から築地川沿いの水辺空間に至る新たな歩行者空間（経路）が創出される計画である。 また、本事業の緑化にあたっては、地上部や建築物上部等において、植物の生育環境に適した土壌基盤を整備し、浜離宮恩賜庭園をはじめとした周辺環境に配慮し、緑の配置・樹種の選定を行う計画である。 以上のことから、評価の指標とした「東京部が「荒川水系 隅田川流域河川整備計画」の中で設定する人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出」、「中央区が「銀座・築地周辺 みどりのプロムナード構想」の中で設定する築地市場跡地の再開発、浜離宮恩賜庭園、隅田川に続く広域的な歩行者中心の水とみどりのネットワークの形成」を満足すると考える。

表1(14) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
15. 廃棄物	《工事の施行中》 【解体工事に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】 解体工事に伴う廃棄物の排出量は、約 51, 875 t と予測する。 廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」（令和 6 年 4 月、東京都）に示される令和 6 年度達成基準値等を踏まえて可能な限り再資源化等を図る計画である。 再資源化等が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。 以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値を満足すると考える。 【建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】 ＜建設発生土及び建設汚泥＞ 計画建築物の建設工事に伴う建設発生土の排出量は約 1, 511, 000m³、建設汚泥の排出量は約 202, 300m³ と予測する。 これらの廃棄物は、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値等を踏まえて可能な限り有効利用及び再資源化を図る計画である。 なお、建設発生土は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認したうえで場外搬出する。その他の建設発生土は法令に基づき、適正に処理・処分する。 建設汚泥は再資源化が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。 以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値を満足すると考える。 ＜建設廃棄物（建設汚泥以外）＞ 計画建築物の建設工事に伴う建設廃棄物（建設汚泥以外）の排出量は、約 37, 352 t と予測する。 これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再資源化の促進及び不要材の減量を図るとともに、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値等を踏まえて可能な限り再資源化等を図る計画である。 なお、建設廃棄物（建設汚泥以外）は再資源化が困難な場合は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。 以上のことから、評価の指標とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づく事業者の責務を果たし、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される令和 6 年度達成基準値を満足すると考える。

表1(15) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
15. 廃棄物（つづき）	《工事の完了後》 【施設の供用に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】 施設の供用に伴う住宅以外からの事業系廃棄物の排出量は約 57, 434kg/日、住宅からの家庭廃棄物の排出量は約 495kg/日と予測する。 事務所、店舗等から発生する事業系廃棄物は分別して廃棄物保管施設に保管を行い、廃棄物処理業の許可を得た業者に委託して、再資源化を含め適正に処理・処分を行うとともに、「中央区一般廃棄物処理基本計画 2021」に示される令和 12（2030）年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る計画である。なお、住宅から発生する家庭廃棄物は、分別して廃棄物保管施設に保管し、中央区の収集により、適正に処理される計画である。なお、特別管理産業廃棄物については、廃酸、廃アルカリといった廃液の排出が想定されるが、研究内容によって多様な排出が想定され、定量化が困難であることから、予測評価には反映しない。ただし、今後事後調査報告書で、施設の供用に伴う特別管理産業廃棄物の排出量についても適切に報告する。 以上のことから、評価の指標とした「廃棄物処理法」等に基づく事業者の責務を果たし、「中央区一般廃棄物処理基本計画 2021」の目標とする再資源化等率（令和 12（2030）年度目標値）を満足すると考える。
16. 温室効果ガス	《工事の完了後》 【施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】 計画建築物の二酸化炭素排出量は約 72, 962t-CO₂/年であり、「都市開発諸制度活用方針」に基づく一次エネルギー基準（BET）の誘導水準（住宅以外の用途）を目標として設備システムの効率化を図ることにより、削減量は約 36, 479t-CO₂/年、削減率は約 33% と予測する。 本事業では、各建物用途において建築的手法による省エネルギー措置、設備エネルギーの省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努める。 以上のことから、評価の指標とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」等に示される事業者の責務を満足すると考える。

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三三)一
一〇〇(代)

郵便番号
163-8001

価
定

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

